

◎新潟県告示第794号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成30年7月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

長岡市

2 事業の種類

道の駅「ながおか花火館（仮称）」整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長岡市喜多町字鑑潟地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅「ながおか花火館（仮称）」整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について既に予算計上しているほか、来年度以降も予算措置することを確認していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

長岡市では、人口減少に歯止めをかけ、活力ある長岡を持続するため、「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～」及び「長岡市総合計画」を策定し、市が保有する文化、行事、食など多様な地域資源を活用した地方創生に向けて取組を進めている。地域資源のうち、長岡花火は、日本三大花火大会の一つと称される「長岡まつり大花火大会」で打ち上げられ、8月の2日間の開催で毎年100万人を超える観光客の来訪があるが、その他の地域資源については、PR不足のため全国的に十分に浸透しておらず、宿泊、飲食及び物産販売等の消費支出による経済波及効果が低い状況にある。そのため、高速道路や国道が整備され首都圏・北陸・東北地方を結ぶ広域交通の要衝という好位置に、長岡花火をけん引役とした地域資源全体の魅力を発信する観光拠点の役割を持った「道の駅」を整備することで、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ることとした。

本件事業は、道路利用者のための駐車場を国と一体的に整備するほか、地域資源をPRするため、長岡花火の映像を放映するシアターや展示コーナーなどを備えた花火館、地域特産品の販売や地場産食材を使用した飲食のための施設、多目的広場を設置するものである。また、災害時に必要な備蓄品を保管する防災倉庫を整備し、隣接するヘリポートとの連携により、市の防災機能の強化を図るものである。

本件事業の実施により、市全体の交流人口の増加や地域経済の活性化が期待されるとともに、道路利用者の安全な交通を確保し、災害時の地域住民等の避難場所及び防災拠点としても活用されることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、イベント開催時などにおける騒音が懸念されるが、住家から一定の距離を置いて施設を配置し、定期的なパトロールなどによりその影響を最小限にするよう努めていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていない旨、市の担当課から回答を得ている。また、本件起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の遺跡は所在しないが、長岡市教育委員会及び新潟県教育委員会との協議により、試掘調査を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、不特定多数の利用者が来訪する施設であることから、安全性や利便

性を十分確保できること、花火会場へのアクセス拠点とすることや市内観光地及び都心地区との連携のため一定規模の用地が確保できることなどを条件に3箇所を選定し、経済的条件等も考慮して比較検討した結果、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

地元経済団体である長岡商工会議所から、情報発信の拠点となる「道の駅」の早期開設について要望が出されているとともに、起業地周辺は半径10km以内に「道の駅」がない空白地帯で、道路利用者の休憩施設が不足している地域であること、また、多数の外国人旅行者が見込まれる再来年度の東京オリンピックは、長岡市の地域資源をPRする好機でもあることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市役所 観光・交流部 観光事業課